

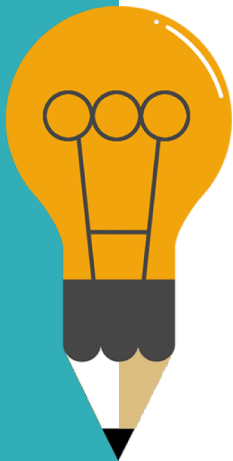
Laos



ラオスにおける法改革と SDGs Goal 16

<http://www.free-powerpoint-templates-design.com>

ラオスにおける法改革



01 第一段階(1975-1985)

02 第二段階 (1986 ~)

第一段階について (1975-1985)

- 党と国は経済の復興を重視し、牽引した。また2つの戦略的革命ミッションを軸とする国内の団結の復元にも力を入れた。
- 国家、社会経済行政は、法律や命令によって統治された。
- ラオスにおける最初の一連の立法は、第一回国家人民議会により行われた。
 - 内閣組閣に関する法
 - 人民議会や地方議会に関する法
 - 内閣そのものを規律する法



第二段階 (1986年から現在)

- ラオス人民革命党、1986年に新たな政策を打ち出す。
- 1991年、初めて憲法を公布する。
- 現在に至るまで、国は法領域を分類し、80以上の法律を採用。
- 政府は法の支配の促進に専心し、適正で効果的な法体形へと進歩した。
- 改善された裁判制度や導入された刑事裁判制度はより透明性があり公平なものとなった。
- 法科大学院、ラオス弁護士会、また法曹関係者の知識の向上のための機関を設置した。





ラオスにおけるSDGs Goal 16

16.10. 国内法規および国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由の保障。



- 憲法と法は新たな機構的政策の一部となっている。
- 国民が一定のレベルまで法を理解することが求められる。
- したがって、1991年に公布されたラオス最初の憲法は、全ての党、の州、社会組織、公務員が市民に対する法の普及と教育に参加しなければならないと規定した。

過去における法的データベースや情報の発展は以下に集約される:

法律データベースおよび情報センターの設立:

01 図書館

02 マスメディア

03 CD-ROM

04 ウェブサイト

05 法コンサルティングサービスセンター

法情報の提供

01

マスメディアによる法の普及

02

他の方法による法の普及

03

より効果的な法の普及



機会



法の社会普及のための明確な政策

人々やそれぞれの民族が、法的情報に興味を持ち、そして国レベルでの法の普及を必要としている。

法に関する情報の発展を促進するような基盤が利用可能となっていること。

友好国や国際的団体からのサポートや援助の存在。

課題



01 予算の不足

02

日々の生活は地方において多様である。人々は未だ低い教育水準に留まり、法的情報へのアクセスが不完全である。

03

法律の普及に関する作業はすぐには評価できず、関連スタッフの努力に影響を与える。

04

法の普及は政治システムにおける義務であるにも関わらず、多くの部署や機関はその重要性を適正に理解していない。



Thank you
for your attention